

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和3年11月30日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和3年11月30日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和3年11月30日

鹿児島県知事 塩田康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ鹿児島天文館店
鹿児島市山之口町12番地9

2 変更事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 変更前 (仮称) ドン・キホーテ鹿児島天文館

鹿児島市山之口町12番9号

(2) 変更後 ドン・キホーテ鹿児島天文館店

鹿児島市山之口町12番地9

3 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の名称に係る変更 平成27年2月9日

(2) 大規模小売店舗の所在地に係る変更 令和3年9月30日

4 届出年月日

令和3年9月30日